



備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 登録を受けている事項のうち、変更があつたものについてのみ記入すること。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 

1	3	0	0	0	1	0	0	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードとして「H」を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

H	0	5	年	1	1	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [平成5年11月30日の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

- ⑦ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

霞	が	関	2	－	1	－	3			
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

- ⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること

(記入例) 

0	3	－	5	2	5	3	－	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑩ 「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 

霞	が	関	式	丁	目	老	番	参	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑪ 「商号又は名称」の欄は上段から左詰めで記載すること。  
 ⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ⑦ 

0	0
---	---

 (5) 

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

① 

9	9
---	---

 ( ) 

				5	0
--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

【 添付書類 】

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名を変更したとき	発行日から3か月以内の戸籍個人事項証明（戸籍抄本） ※現在、有効期間内の宅地建物取引士証の交付を受けている者は書換え交付申請の手続も必要。
住所を変更したとき	発行日から3か月以内の住民票抄本（申請者本人の分） ※現在、有効期間内の宅地建物取引士証の交付を受けている者は書換え交付申請の手続も必要。
居所を変更したとき	住居の賃貸借契約書、就業先の証明書、公共料金等納付書領収書
本籍を変更したとき	発行日から3か月以内の戸籍個人事項証明（戸籍抄本）（変更年月日のわかる内容のもの）
勤務先を変更したとき	在職証明書、退職証明書、入社証明書、出向証明書、出向解除証明書には、入社（退社、出向、出向解除）日を記載するとともに、証明者欄には、会社の名称、代表者氏名、事務所所在地、宅建業者免許番号を記載する。 上記証明書には、代表者印を押印する。